

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)
1級	(1)事務員、技術員の職務	33	18.5	事務員・技術員	33	62	係員の職	61.8
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	29		幼稚園教諭	12			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	17			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
2級	(1)主事、技師の職務	59	26.9	主事・技師	59	90	係員の職	61.8
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	31		幼稚園教諭	14			
	(3)生活支援員の職務	-		保育士	17			
	(4)就労支援員の職務	-						
	(5)職業指導員の職務	-						
3級	(1)主査の職務	34	16.4	主査	34	55	係員の職	61.8
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	20		主任幼稚園教諭	8			
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	1		主任保育士	12			
				主任職業指導員	1			
4級	(1)係長の職務	37	11.3	係長	37	38	係長、保育所長の職	11.3
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	1		保育所長	1			
5級	(1)主幹の職務	30	10.5	主幹	30	35	係長、幼稚園長、保育所長の職	10.5
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする幼稚園長、保育所長の職務	5		保育所長	5			
6級	(1)参事の職務	6	11.9	参事	6	40	課長の職	11.9
	(2)課長の職務	34		課長	34			
7級	部長の職務	10	3.0	部長	10	10	部長の職	3.0
8級	理事の職務	5	1.5	理事	5	5	部長の職	1.5
合計		335	100.0			335		100.0

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される職員(暫定再任用職員を含む。)が対象です。